

平成29年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成29年9月26日（火）

逗子市総務部情報政策課

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 0名

配付資料

- ・ 第3回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成29年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 逗子市個人情報保護条例の一部改正に向けた検討事項（案）
- ・ 【資料2】 個人情報保護条例の見直し等について（総務省通知抜粋）
- ・ 【資料3】 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書
（抜粋）
- ・ 【資料4】 個人情報保護条例の改正検討にかかる他市の状況
- ・ 【資料5】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2時00分開会

○立川会長 本日は、平成29年度第3回の個人情報保護運営審議会となります。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席で成立となります。本日は全員の委員さんが出席されておりますので、成立いたします。

それでは、本日の会議資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 よろしいでしょうか。

それでは、議題の1に入ります。

逗子市個人情報保護運営審議会議事録について、これも事務局、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 先日校正依頼いたしました平成29年度第2回議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

○立川会長 ご苦労さまでした。

それでは、これは既に校正済みでございますので、修正点が正しく修正されているかどうか、ご確認をお願いいたします。

(議事録の確認)

○立川会長 よろしいでしょうか。

それでは、こういう内容で第2回の議事録は確定いたしました。

あとの処理は、事務局お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 はい。ありがとうございます。

○立川会長 続いて、議題の2に入ります。個人情報保護法改正に伴う条例改正についてを議題といたします。

これも、じゃ、事務局から報告をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、議題2、個人情報保護法改正に伴う条例改正について、ご説明させていただきます。

改めまして、きょうは、ほかの諮問案件等がなく、議題が少ないのですが、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回、諮問をするまでのまとまった案とはなっていませんけれども、個人情報

報保護条例改正に向けて、市として検討している事項につきまして、検討途中ではありますが、ご報告をし、ご意見をいただきたいと思います。次回の会議で正式に諮問し、その後、答申をいただく予定ですので、きょうはその前段階となりますが、方向性等についてご意見をいただけたら幸いです。

前回の会議で、総務省の個人情報保護条例の見直し等についての説明会の概要、資料についてご報告をさせていただいたところですが、各自治体の改正の進捗状況の確認や、また、地方公共団体が運用するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みのあり方に関する検討会の資料が総務省ホームページに掲載されたとの通知が先日ありました。

県内各市の状況につきましては、相模原市さんが進捗状況について調査してくださいまして、今回の会議に間に合いましたので資料4としてお配りさせていただきました。後ほどそれぞれの検討の中で確認していきたいと思いますが、非識別加工情報を含めての改正検討までには各市も進んでいないようです。

それでは、資料1に基づき、検討内容等をご説明させていただきます。資料1の逗子市個人情報保護条例の一部改正に向けた検討事項（案）をごらんください。

まず、1の「改正の背景」ですが、ご存じのとおり、個人情報保護法の改正法が平成27年9月、また、行政機関個人情報保護法の改正法が平成28年5月に公布され、どちらも平成29年5月30日に施行されております。

本市においては、条例で、従前からセンシティブ情報の原則取り扱い禁止や、事業者の個人情報の保護に関する規定が設けられ、個人情報の保護を図ってきたところですが、改正された法との整合性を図り、制度の円滑な運用に資するため、条例の一部改正の検討を行うものです。

それでは、本題となる2の改正にかかる課題と今後の方向性に進ませさせていただきます。

検討項目につきましては四角く大きい枠でくくっておりますけれども、まず、非識別加工情報の仕組みの導入の検討と目的規定の改正。それから、個人情報の定義の明確化。それから、要配慮個人情報の定義、取り扱いと、登録簿への記載。それから、事業者に関する規定についてを挙げております。

では、1ページ目の下段の1点目となります、第1条の目的規定の改正につ

いてですが、国においても新たな検討会が開かれ、非識別加工情報について現在も審議がされている状況で、現段階では、本市においては非識別加工情報の導入を含めての改正は難しいと考えておりますので、目的規定の改正の検討はしておりません。非識別加工情報の仕組み導入に合わせ、検討したいと考えていますけれども、そちらのほうについてご意見をいただければと思います。

先ほどの資料4にありますとおり、各市でも、非識別加工情報を入れての検討はまだやっていないようです。

1点目は以上です。大きい枠ごとでよろしいでしょうか。

○立川会長 どうでしょうかね。次に個人情報の定義に入っちゃいますか。

○矢島情報政策課担当課長 今、目的規定の変更を非識別加工情報の仕組み導入に合わせて検討したいと思っていますので、目的規定までは改正はしないということで検討しております。

○立川会長 そうしたら、各この四角ごとに皆さんのご意見を伺いましょうか。それとも、説明を全部していただいてから、一括してご意見を伺うようにしますか。

○海原委員 全部だと多分わからなくなっちゃうと思いますけれども、1個1個やっていくと多分時間がなくなるので、どっちをとるかで。

○森田委員 一応、全部やってもらいましょうかね、順次。

○立川会長 そのほうが、整合性がとれていいかもしれないですね。

それでは、一括でということをお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、ずっとご説明するような形でよろしいですか。それでまた戻ってという形で、よろしくお願ひします。

そうしましたら、2ページ目の「個人情報の定義の明確化」についてですが、法改正により、「個人識別符号」が新たに追加されました。

個人情報の定義は、個人情報保護制度の基盤であり、国制度と本市制度との整合を図るためには、本市制度の保護水準を維持しつつ、可能な限り国制度における定義と同一にすることが望ましいと考えております。

資料3としてお配りしています「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」の抜粋も、枠内に【参考】として載せておりますが、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を

改正することが適当であるとされ、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当であるとされています。

また、個人情報の他の情報との照合性については、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当であるとされています。

これらを踏まえまして、以下、2条関係ですね、個人情報の定義の明確化、2条関係で、検討項目として、〇ごとにご説明させていただければと思います。

まず、1つ目の〇、2ページ目の下段となりますけれども、こちらにつきましては、番号法制定に伴う条例改正の際にご審議いただいた項目の1つです。

この資料1の6ページ目に図として示させていただきましたが、斜線が入っている部分です。現行の条例では、事業者及び法人その他の団体の役員に関する情報が個人情報の定義から除かれております。番号法の制定により、個人番号をその内容に含む特定個人情報の規定ができましたが、条例・番号法上の特定個人情報の中には、事業者、法人その他の団体の役員に関する情報が含まれておりまして、条例上、個人情報として保護されております。

これまで、個人情報の定義から、事業者、法人その他の団体の役員に関する情報について除外してきましたが、個人情報に該当しない特定個人情報が条例上存在することが適当なのか、また、可能な限り定義を国制度と同一にする観点から、当該情報を個人情報に含め、合わせたほうがよいのではないかと考えておりまして、そちらのほうにもご意見をいただければと思っています。

それから、次に2つ目の〇、3ページになりますけれども、個人情報の定義に「個人識別符号」を追加する改正です。

こちらに記載のとおり、従来から、7条、登録簿に関する規定ですけれども、そちらに「符号」の表記がありますが、特段の整理は不要と考えております。

また、解釈運用基準には、多数「符号」という文言が記載されておりますけれども、特に問題ないのではないかと、条文に追加をしてもそちらに問題はないのではないかと考えております。

それから、3つ目の〇、「個人情報」と「保有個人情報」の定義についてですが、こちらにつきましては、本来ですと、こちらは定義の一番最初でお話をすればよかったですけれども、ちょっと3番目に入っておりまして申しわけないんですが、本市の条例では、「個人情報」は、「実施機関の職員が職務上作

成し、又は取得した文書、図画又は電子的記録であって、当該実施機関が現に保存又は保管しているもののうち個人に関する情報（個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と定義されています。

そして、「保有個人情報」という定義はありません。本市の条例で定義されている個人情報は、他都市で定義されている「保有個人情報」に該当するもので、本市では、一般的な個人情報については「個人の情報」として規定しております。こちら平成17年にこのように改正しております。「個人の情報」につきましては、第4条で、事業者の責務の規定の中で、「個人に関する情報であって、特定の個人に識別され、または識別され得るものをいう。」と規定されています。

ハンドブックの77ページのほうを見ていただくと分かるんですけども、こちらは平成17年にこのように改正しております、それ以外は、第5条、市民の責務、それから第30条出資団体等の個人情報の保護、第31条の2指定管理者に関する特例、あと罰則の第36条、第37条に「個人の情報」があります。法の定義に合わせるためには、まず「個人の情報」は「個人情報」に、「個人情報」は「保有個人情報」等と、ふさわしい文言に規定できればと考えております。

条例だけではなく、解釈運用基準の中にもかなりの「個人情報」という文言がありまして、実際に1つずつ検証しますと、実は保有個人情報に該当すると思われるものと、個人情報に該当すると思われるものが入り混じっております、こちら改正に当たりまして、私どもも頭を悩ませているところです。

それから、現在の定義では「当該実施機関が現に保存または保管しているもののうち」という文言があって、そういう規定になっておりますので、そのまま保有個人情報の定義に引用した場合、保有個人情報の定義に保存、保管という言葉が入りまして、ちょっとまぎらわしい表現になるのではないかと。保有と保存と保管と、どう違うんだというような意見もあるところで、そこら辺も細かいところですけども、検討していかなければならないと思っております。

こちらにつきましては、改正の条文案等をお示ししたときに、またご意見を

いただければと思いますけれども、現在の定義では、市民、事業者にとってもわかりづらい状況ですので、まず、「個人情報」と「個人の情報」の整理はしなければならないと考えておりますので、「保有個人情報」という定義を追加する方向で検討しております。

それから、次に4つ目の○、3ページが一番下なんですけれども、照合の容易性についてですけれども、こちらは資料3の6ページ目をごらんいただきますとわかりやすいと思いますけれども、6ページ目の一番上の表、個人情報の範囲というところなんですけれども、個人情報保護法は照合の容易性を要件としていますけれども、行政機関個人情報保護法は、行政機関により厳格な個人情報の保護を求めるため、照合の容易性を要件とはしていません。

実施機関が取り扱う個人情報にあっては、容易に照合できないものであっても個人情報として保護すべきと考えますけれども、本市では、条例上「容易」の記載はありません。

ただし、ハンドブックの73ページにあるんですけれども、解釈運用基準、73ページですね。ハンドブック73ページの解釈の(3)第3号関係のキのところ、「容易に」ということで、「当該情報では識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。」旨記載があるため、そちらの「容易に」を削除する検討をしているところですが、こちらにつきましては、実は情報公開条例の解釈に同じ表現があります。情報公開は「容易に」を削除しますと、逆に公開の範囲を狭めることになるため、制度の後退となるのではないかと考えております。情報公開の場合は、容易に照合できないものであっても非公開情報となってしまうような形になってしまいます。

こちらは、後でまたちょっとご説明させていただきますけれども、同じ表現が、情報公開条例と個人情報保護条例の個人に関する情報について、出てきていますので、そちらの個人に関する情報について一致させる必要があるかどうかという検討です。

それから次に、資料1の4ページに戻りまして、5つ目の○の死者の情報についてですが、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法においては、個人情報の範囲を生存する個人に関する情報に限っています。

死者は自己情報の開示請求等の権利を行使できないという観点から、生存する個人に関する情報に限定してはいますが、死者の相続人等の情報として保護の対象とすると解釈されています。

本市においては、現在は、生存者に限るかどうかの明確な規定はありませんが、この「生存する」という表記がないことで、死者の情報も含まれるという運用となっていると考えられます。

国の定義に合わせ、生存する個人に関する情報に限った場合、開示請求権については、相続人等生存者の権利保護から、開示請求者自身の個人情報として保護の対象とする解釈は継続していくものと思いますが、死者の情報が保護対象外となり、不適正に取り扱われたり、死者の名誉が傷つけられたりするのではないかと懸念を市民に抱かせるのではないかと思料しております。

実際には、死者の情報であっても、遺族等、周囲の方々に関係する情報であり、そのような取り扱いとなることはないと考えているんですけれども、この文言を入れることにより、市民に不安を与えるような形になってしまうのではないかと、ちょっと懸念しております。

可能な限り国制度における定義と同一にするのが望ましいと考えておりますけれども、引き続き、死者に関する情報を個人情報とする自治体もあることから、その点についてご意見をいただければと考えております。

それから、5ページ目に移りまして、大きい四角の「要配慮個人情報の定義及び取り扱い」についての検討ですが、要配慮個人情報の定義については、本市の条例では、第6条において、センシティブ情報である「人権及び民族」「思想、信条及び宗教」「犯罪歴」「社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目について、その取り扱いを原則禁止するという制限を設けております。こちらハンドブックの79ページとなります。

個人情報保護法では、いわゆるセンシティブ情報を新たに要配慮個人情報として定義し、事業者が当該情報を取得する場合には、本人同意が義務化されるなどの保護が図られることとなりました。

また、行政機関個人情報保護法においても同様の定義がされ、行政機関が当該情報を取り扱う場合には、個人情報ファイル簿に記載するとされました。

法改正の趣旨を踏まえまして、条例におけるセンシティブ情報の取り扱い制

限は維持し、取り扱いを原則禁止とする項目を追加し、要配慮個人情報の項目と一致させる改正を行いたいと考えておりますが、先ほどの資料4、他市の状況をごらんになっていただくと、資料4の3の縦のラインを見ていただくと、センシティブ情報の収集制限をしている場合の要配慮個人情報の取り扱いということで、要配慮個人情報まで広げて収集制限となっている市のほうが多いかとは思いますが、一方で、現行のセンシティブ情報のみと考えている市もあるようです。

私どものほうでは、神奈川県改正に倣って整備したいと検討していたんですが、国の要請である要配慮個人情報の定義はされていないようです。そちらのほうも含めてご意見をお願いできればと思います。

それから、次の7条関係、「個人情報の取り扱い事務の登録」につきまして、これは要配慮個人情報の定義及び取り扱いと関連するもので、行政機関個人情報保護法では、要配慮個人情報が含まれる旨、個人情報ファイル簿に記載することとされまして、地方公共団体に、記載することが適当であるとされたため、改正する必要があるのではないかとということで、要検討とさせていただいています。本市では個人情報事務登録簿という形ですけれども、改正する必要があるのではないかと考えております。

それから、最後になりますが5ページ目の一番下、事業者に関する規定、32条関係ということですが、こちらは第4条の事業者の責務と関連しております。

この条文は、平成4年の施行当初よりある規定です。こちらは引き続き維持する方向で考えておりますけれども、こちらハンドブックの172ページ、こちらの32条の解釈のところ、平成17年の改正の際に、「個人情報」とされているところが「個人の情報」と改めていないのですが、恐らく一般的な個人情報のことを言っていて、5,000人以下の事業者が法の適用となっていなかったもので、このような指導及び勧告の条文があったのではないかと考えております。

実際にこの規定によりまして、指導、勧告がなされて公表されたという事例は、現在いる職員に確認したところ、ないということでした。ですので、こちらそのまま、5,000人以下の事業者は法が適用されることになりましたけれども、引き続き維持することが適当であるかどうかというご検討をいただければ

ばと思います。

以上となります。

○立川会長 ご苦労さまでした。

それでは、この全般についてご意見をお願いしたいと思います。

どなたか、お気づきの点があったら、お聞かせください。

各地方自治体では、独自に個人情報の保護を図ってきたわけですが、平成27年、28年の国の個人情報保護法が制定されて、それが整合性のないようなことで来ているということになります。したがって、各地方自治体は、従来からやっていた個人情報の保護について、後から定められた国の定義に合わせていくということが適当なのかどうか、これをご検討いただきたいんですが。

趣旨としては、この四角に書いてありますように、目的規定の変更は改正しないというお考えのようですね、いかがでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 こちらにつきましては、神奈川県は、番号法による改正のときに、個人情報保護法の目的規定の趣旨を踏まえて、恐らく平成27年10月に「個人情報の有用性に配慮しつつ」という文言を追加されているようですね。うちは番号法による改正のときに、特に目的規定のほうは改正していないんですけれども。

○立川会長 どうぞ。

○海原委員 基本的には、もう大変なご苦労な作業をされているので、今後の方向性ということで、きょうはそんなに議論はされないと思うんですけれども、まず、言葉でいくと、一番上の1ページの「利活用」で、利用、活用の「利活用」ですよ。

○矢島情報政策課担当課長 記載が間違っていますか。すみません。

○海原委員 「利活用」というふうに理解したんですけれども。利用、活用の「利活用」ということですよ。

○立川会長 そうですね。そういう趣旨で改正とされています。

○海原委員 それから非識別、これは本当に、ここにも書かれているんですけれども、課題の整理を行って慎重に対応すべきであるという、このとおりだと私も思います。なぜかという、多分スイカの情報なんて非常に有用な情報なんですよね。ただし、非識別加工情報というのは、ここにも行政のほうでつくっ

ていただいたとおり、調べようと思えば、非識別情報を組み合わせて個人情報
を特定することは可能なんです。

だから、その辺なんかのことと、それから事業者というのが果たしてどうい
うことなのかなということと、それから誰が非識別情報と判断するのか、それ
から認知している情報は保有情報なのか、先ほど保管とかおっしゃいましたけ
れども、単に行政当局が認知している情報はどうするのかとか、それはインク
ロードするのかとか、ここはちょっと少し、きょうのお忙しい時間では申しわ
けない、私の単なる希望なんですけれども、個人情報保護じゃなくて、保護か
ら除外するというのをちょっと検討してほしいんですけど。

これは聞き流していただきたいんですけども、普通、企業の契約書ですと、
反社会勢力の云々がという文書がありまして、その場合この契約は無効になる
ということですから、反社会勢力、例えば暴対法なんかでいくと、指定暴力団
と契約した場合、フロント企業と契約した場合、個人情報は保護しないという
ふうに思ったんですけども、先生方のほうがお詳しいんでしょうけれども、
そうすると人権とかに引っかかるのかなと。幾らあっても人権に引っかかるの
かなと。または、反社会勢力同士が個人情報を使って抗争になったりする危険
性があるかなと思ったんですが、個人的には、反社会勢力に関しては個人情報
は保護しないというふうにしたほうが望ましいかなと思ったんですが、すみま
せん、とりあえずここで一旦終わりです。

○立川会長 ありがとうございます。

何かご意見、今の件についてとか、ございましょうか。

○森田委員 やっぱりちょっとそれは無理があると思いますね。

○海原委員 人権ですよ。

○森田委員 ただ、いわゆる反社会勢力と言われる人たちの情報については、公
益上使う必要性が高いというんですかね、そういうケースはあると思うので、
そういう観点から、結果的に保護の程度が減るということはあると思うんです
けど。一律に条例上の保護を適用しないとか、そういった考え方はなかなか
難しいんじゃないかと思いますけれども。

じゃ、ちょっと続けていいですか。

○立川会長 どうぞ。

○森田委員 目的規定の関係で、今回、非識別加工情報の導入は見送るということで、規定を改正しないということは、それで結構ではないかと思います。

導入しないことにした自治体は、神奈川県を初め、大体そういう対応をしていますので、むしろこの非識別加工情報を今後どうするのかということが結構大きな問題ではないかと思います。

県の動きとかをその都度お話しはしてきましたんですが、最近の動きとして、8月下旬に情報公開審査会の交流フォーラムという会合がありまして、毎年これはやっているんですけども、国の審査会と自治体の審査会の委員で、フォーラムでやっています。そこでの講演として、総務省の人が個人情報保護条例の改正について、資料でお配りいただいている5月の通知とか、その後の動きとかも含めて報告をされまして、そこで言われていたのは、非識別加工情報を含めて、改正しろということをおっしゃっていました。

何でそういうことを言うかということ、資料2の5月19日付の通知の後に、幾つか閣議決定があって、要するに、非識別加工情報を官民、地方も国も含めて推進すべきだという、抽象的な言い方ですけども、そういう方針が示されたということなので、国としては、やっぱりそこを抜かさずに改正してくれということをおっしゃっています。

ただ、そこでのいろいろやり取りを聞いても、そこに参加されていた自治体の事務局の側の方は、「うちはやっています」というところはなかなかなくて、東京都の方の発言があって、東京都は別立てで制度化を考えていると。つまり個人情報保護条例の改正ではなくて、別途、非識別加工に関する条例みたいなものをつくるというやり方を考えているようです。

これは、東京都の場合は、実は番号法のときの対応もあそこは別条例でつくっているんですね。だから、そういう流れで考えているのかなと思いますけれども、また、それはいつできるのかというのは、全然まだわからない話なんですけれども、東京都は政治情勢が大変ですので、それどころじゃないかもしれないけれども、そういった話があるということでした。ですから、当面見送ることはいいと思いますし、目的規定もそういう意味では、そうだと思うんですけども、やっぱり今後の課題としては残ると。

それと、国の一連の検討会というのが行われてきて、5月に一応報告書が出

ているわけですがけれども、その後、また検討会をつくって、先ほどのお話にもありましたけれども、やっぱりそこで、何とか地方自治体に導入してもらうためどうしたらいいかという議論をしているらしいと。技術的なワーキンググループもつくっていると。技術的なというのは恐らく、この資料3の報告書にも載っていますけれども、自治体についてはなかなか自力でできないところが多いであろうと。先ほど海原委員のご指摘があったように、非識別加工情報というのは非常に難しい話なんですね、実は。だから、それをやるような、自治体が共同で使えるような何か機関をつくるとか、どうもそういう方向でやることを考えているようです。

ただ、この問題は本当に難しい問題があって、以前に国が、個人情報保護法を改正するときにつくった検討会でも、技術面でのワーキンググループをつくって報告書が出ているんですけれども、その中でも、非識別加工なんていうものは徹底した形ではできないという結論を出しているんですね。

ですから、復元不可能だよという形に加工しつつ有意義な情報をつくり出すということは、これはほとんどできないので、だから、これは技術的に防ぐのではなくて、義務づけをすることで復元しないようにすると、そういう規定を設けることで対応しようということに結局なって、個人情報保護法には禁止規定が入っている。禁止したからいいでしょうということにしたわけですがけれども。

ただ、それはもともと技術的にはクリアしがたい問題ですし、非識別加工を徹底しようとする、情報自体がどんどん意味のないものになってしまう。漠然とした情報であれば識別はできないけれども、結局は何か意味がわからないことになってしまう。そういう矛盾があるんだということその報告書では指摘してしまして、容易なことではない。今検討しているワーキングで何か意見が出るのかもしれませんが、そのフォーラムでの報告でも、国が5月からスタートしているわけですが、国の個人情報保護の改正規定がですね。でも、それで何か具体的に動き出したのかというと、どうもそういうわけでもなくて、結局国のほうも、非識別加工の規定を取り入れたものの、まだ実現はできていない。

だから、そういう状況で地方に「やれよ」と言われても、ちょっとそれはな

かなかできませんということで、非識別加工情報の導入を見送ることはいいと思います。恐らく今後また総務省のほうで何かあるだろうと思います。

○立川会長 ありがとうございます。

○内田情報政策課係長 今、森田先生がおっしゃった、国の総務省のほうの、パーソナルデータの効果的な活用のための仕組みのあり方に関する検討会というのが始まっているようで、その8月下旬の議事概要を見ていますと、おっしゃったとおり、各県ですとか市の方の資料からも、やっぱり技術的な問題があるですとか、かなり費用がかかるだとか、そういったような議事概要が出ていました。

○森田委員 ただ、何か年度内に報告を出すようなスケジュールで考えているようなので、そんなことできるのかという感じはするんですが、その一連の閣議決定の中でも、実効的な対応を年度内にやるということをやっちゃっているんで、それに従って一応そういうスケジュールを組んでやっているようです。もう少し具体的な資料を確保しないとね。きょうは手元にないので。

○立川会長 じゃ、当面これは改正しないということでよろしいでしょうかね。どうぞ。

○安達副会長 私も、この非識別加工情報の仕組みに関しては、今回改正しないということ自体は、全く異論はないです。そもそもこれは、現に保有している個人情報非識別化して、加工して、民間に提供するということですよ。そういう仕組みを導入するという趣旨ですが、これはそもそも個人情報保護制度とはちょっと異質な感じがしまして、これを無理やり個人情報保護制度の中に入れるということ自体に無理があるんじゃないかなというふうな感じを持っています。

そういう意味では、仮に導入するとしても、東京都のように、別条例でそういう仕組みを導入し、それと個人情報保護制度の調整を図る、そういうほうがむしろ事の性質に沿っていて、ふさわしいんじゃないかなという感じはありまして、どうもこれを入れ込むと、かなりこの個人情報保護条例が複雑になってしまう。わかりにくくなってしまう。

○森田委員 条例の性格自体が、何だかわかりにくくなってしまいうという感じはするんですね。

○安達副会長 どうもそういう感じがありますよね。

○立川会長 なるほど。

○安達副会長 ちょっとそれはじっくり考えたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思っています。

それで、ちょっとついでにもう1点ですけれども、この目的規定を改正しないというふうに資料1の1ページに書いてありますが、ただ、個人情報の定義を変えるということですから、そうすると、その部分の改正はやっぱり必要になるのではないのでしょうか。1条の、個人情報、保有個人情報という言葉の整理をする改正は必要になるんじゃないのでしょうか。

○内田情報政策課係長 そうですね。「保有」という言葉を加えるという意味での改正は必要になろうかと思えます。

○矢島情報政策課担当課長 1条でも、個人情報の取り扱いと、個人情報の開示というふうに、個人情報が出ておりますので。

○内田情報政策課係長 括弧に書いているのは、一応そういうつもりであらわしているんですけれども。すみません。

○安達副会長 じゃ、その点は、内容は違いますけれども、改正の必要はあるということ。

○内田情報政策課係長 はい。全く改正しないという意味ではなくて。「保有」という言葉は、確かに入っていますので。

○矢島情報政策課担当課長 保有個人情報という定義がなかったんですけれども、それも保有個人情報という定義が適切なのかどうかという、ちょっとそこら辺も含めてご検討をいただきたいと思うんですけれども。この条例の中の個人情報が他市で言う保有個人情報に該当する部分と、一般的な個人情報と、やはり混じっているのではないかと。

それで、個人の情報という定義も、定義ではないんですけれども、4条の中に個人の情報ということで示されまして、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されるものということで、4条以下、同じという形で個人の情報という言葉が入ってきているんですけれども、そこを全部当てはめていくと、また2つに分かれたりする部分がありまして、ちょっと私どもも頭を悩ませているところがあります。

○立川会長 逗子市が言う個人情報というのは、この保有個人情報と同じことと見ていいんですか。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、2条で個人情報と定義されているものは、保有個人情報のことを指しております。そもそも個人情報、一般的な、全体的な「個人情報」という言葉も、定義とは別の個人情報として条文の中に出てきてしまっているのではないかと。

○立川会長 だから、一般で言われている「個人情報」というのは、逗子市では「個人の情報」も入れているわけですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。ただ、「個人情報」として、それぞれの条文に入っているところも、単純に「保有個人情報」には直らないんです。

○立川会長 今の議論は2ページ目の個人情報の「定義」の明確化というところにも入ってまいりますので、この点についてもご意見お願いいたします。

どうぞ。

○海原委員 国制度と合っているのが一番望ましいんですけども、場合によっては、国よりも厳しくするというのは、まずいのでしょうか。

○立川会長 いや、いいんじゃないですか。もともと逗子市の条例というのは厳しいと言われていきますので、構わないと思います。

ただ、一々、国で言う定義を変換して逗子市の定義に持っていかなくちゃいけないとなると、かなり煩雑になるということは言えますね。

○森田委員 ちょっとこれ、ややこしい話なので、私も正確に説明できるか、余り自信はないのですが、私の理解を言いますと、もともと個人情報保護条例ができた、国より先にできたわけですね。その時点では、「個人情報」という言葉が、今で言う保有個人情報も含めて、個人情報と言って通用していたわけです。

保有個人情報という発想がどこから出たかというところ、個人情報保護法ができて、民間を規制するということになったときに、民間事業者に対して公的機関と同じような義務づけを實踐することはできないということになって、広い範囲での義務づけをする概念として、まず個人情報という言葉を使って、これについては、収集を中心とした事務については一番広い個人情報という範囲で規制をすると。

次に、個人データという概念をつくって、これは要するに検索可能な形で管理されている情報について義務づけをする。ですから、データの管理ですね、についての義務づけをするために、個人データという概念をつくった。

さらに、保有個人データという概念をつくって、これは開示とか、そういう外からの請求権に対応するためですね。対応しなくてはいけないという義務が課せられる範囲として、保有個人データという概念をつくったということです。

そのときになぜわざわざ「保有」と言ったかということ、要するに自分のところに持っている状況であっても、自分の判断で開示したり、訂正したりといったことができないものもある。たまたま持っているだけであって、勝手にそういうことはできない性質のものがあるから、それを除外する意味で、保有個人データという概念を立てた。

だから、民間の個人情報保護事業者の、要するに民間事業者の規制に関して言うと、この3つの概念を使い分けすることで、義務の範囲が違ってくるということになっているんですけども、ただ、国とか自治体の場合は、あえてそういう違いはもともとなかったんですよ。全て個人情報という形で義務づけをするということになってきて、ただ、国とかの場合も、開示等に対応できるということによって、むしろ保有個人情報という概念にしたほうがいいんじゃないかということ、むしろそういう言い方をするという流れがあると思うんです。

ですから、改めて自治体の概念をどう整理するかという場合に、個人情報とは別に、保有個人情報という概念を設ける必要があるのかどうかと。あるとしたら、どういうところで、どういう場合に違いを検討すべきか。それによって言葉の使い分けの仕方を決めていく必要があると思うんですけども、ちょっとそここの整理が、ここで見ただけではよくわからなかったという感じはします。

○立川会長 ここに書いてあるパーソナルデータというのは、また違う概念ですかね。

○森田委員 パーソナルデータというのは、法律的な概念というものではないですから。

○立川会長 ここで、だから、個人情報の定義を改正するということになる、

どの辺が。

○森田委員 今回の条例改正では、基本的には保有個人情報という概念を中心に組み立てるといことなんですかね。

○内田情報政策課係長 そうですね。今その予定で、はい。

○森田委員 確かに、割とそういうところがふえているとは思うんです。というのは、結局、開示請求の対象とかにもなるようなものとして想定されているので、だとすると、保有個人情報と言っておいたほうがむしろ、いいとさえはいいのかもしれないですけども。

○内田情報政策課係長 今まで「保有」という言葉なしにずっとやってきたわけですけども、今回の法改正で、やはり改正しておいたほうがわかりやすいですかね。

○森田委員 わかりやすいのは、わかりやすいですね。

○内田情報政策課係長 確かに、県内を見ましても、「保有」という言葉はついていなくて、「個人情報」だけで定義している市って、確かに相当少なくなっています。

○森田委員 伝統的にはそういう使い方をしていましたから。

○矢島情報政策課担当課長 他市さんなんですけれども、やはり情報公開条例のほうの規定を引用して、行政文書とか公文書を使って、「保有する個人情報（行政文書にあるもの）」とか、そういうような形で、保有個人情報という定義をしていない市もあります。藤沢市さんも管理情報と定義していらっしゃるようですが、今回の改正に合わせてどうなさるかというのは、ちょっと今のところわからないんですけども。

うちも、4条を一つ見ても、例えば4条の「事業者は個人の情報を」というふうに書いてあって……

○森田委員 4条が違うのは、もともと2条の規定で言う個人情報は市が持っている情報ですから、だから市が義務を負う情報なんですよね。それに対して、事業者が持っている情報というのは、それはいろんな情報があるわけなので、基本的には民間の情報ですから。したがって、そこは違った言葉にはなると思いますね。

○矢島情報政策課担当課長 なるんですけども、ここでも1つ、「必要な措置

を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない」とあるんですが、これも個人の情報ではないかとか、あとその解釈を見ていくと、解釈には「個人の情報」と入っていないくて、「個人情報」を使っていたりするんで、ちょっと……。指定管理者の規定のところもそのような感じで、条文では「個人の情報」と規定しながら、解釈では「個人情報」と表記しているんで、何か意味があるのか、よくわかりません。

○**森田委員** 指定管理者は、一応形式上は民間事業者なので、したがって「個人の情報」になると思うんですけども、だけれども、要するに、市のルールに従って管理してもらわないといけないので、個人情報保護のルールに従ったものになっている。それはそれでつじつまは合うんですけども、わかりにくいことはわかりにくいということ。

○**立川会長** そうすると、どんなふうに改正するのかというのは、一つ一つの言葉の定義を逗子市なりに固めていかないといけないということになると思うんです。合わせるとのことだったら、それも1つの改正のやり方で、逗子市としてもこういう定義にしますよということになると思いますけれども、少なくとも逗子市が今言っている「個人情報」と「保有個人情報」は、イコールであるということになるかと思うんですけども、余り市の中での使う側の方たちが複雑だと、そのとおりに使わなくなって、またばらばらな用語が氾濫しちゃうことにもなるかと思うんですけども。この整理は、ちょっと大変かもしれないですね。

○**内田情報政策課係長** 今この検討事項のまま条例改正しようとしたら、第2条の第3号は今、個人情報と定義がありますが、その次にもう1号設けて、「保有個人情報とは」という定義を入れようかなというイメージです。

一方で、「個人情報」というところが、先ほどちょっとご説明がありました「個人が営む事業に関する」という括弧書きのところ、まだこれは議論が途中ですが、を取って、あと2段書きになるイメージですが、通常個人情報の定義に加えて、もう一つ、個人識別符号が含まれるもの、これも個人情報という形で、アとイとか、そういう感じで個人情報の中にも2段で分かれる、ふえるというか、そういうイメージになるのかなというのは思っているんですけど、果たしてそれでいいのかというところが。余り国のまま改正しても、かえって

ごちゃごちゃしてくるところもありまして、難しいところなんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 可能な限りですので、逗子の独自性をどこまでというのがあるんですが、可能な限り定義を同一にするほうが、今後も含めてよいのかなということで今まで検討してきたんですけれども、また違うご意見等もあると思うんです。

○内田情報政策課係長 特定個人情報も「保有特定個人情報」というふうにもまた枝分かれしてくることになりすが、それはそれで、またふえることになります。

○森田委員 そこはちょっと、じゃ、ご検討いただくということで。

○矢島情報政策課担当課長 きょうのご意見を踏まえまして、ちょっと検討させていただきます。

○立川会長 大きな概念として、どういうふうにするのか。例えば個人情報というのが大きな概念で、その大きな概念の中に、保有個人情報があったり、何かそういうのが下位レベルとして出てくるのか、ちょっとその辺の整理をしていただけるとわかりやすいんですけれども。

どなたか、何かご意見お聞かせいただきたいんですが。

○海原委員 定義はそれなりに、100%パーフェクトのものではないと思いますが、やっぱりつくっていただいたほうが、別に国のを参考にされても、何でもいけど、一応全部挙げてみたほうがいいかなという気がしますね。

全然関係ないですけども、例えば小学生が何か図工をやっている写真なんかを撮るなんかでも、撮ってくれという父兄と、撮らないでくれという父兄とが一々あるから、最初に「撮りますよ」というふうに言ってやって、こういうのも個人情報だって言い張っている父兄さんもいらっしゃいますのでね。なかなか、範囲を広げるとかなりたくさんあるので、それはちょっと、今は一概にこれはこうというふうには言い切れないですから、挙げていただいたほうがいいと思います。

○立川会長 どうぞ。

○安達副会長 言葉の定義の問題ですので、どちらでなきゃならないということはないと思うんです。どちらもありでしょうけれども、先ほど森田先生が言ったように、歴史的経緯で、先行する自治体のほうが使っていた言葉が、後からできた法律と違っているという事態になっているので、その場合に、あえて

国の法律の定義と違う現在の定義を維持する理由があるのかとか、あるいは市民にとってのわかりやすさという点を考えて、法律に合わせるかと、そういう選択肢だと思うんですよね。そこは適宜ご判断いただきたいというふうに思いますけど。

○海原委員 今の安達副会長のほうからの話で、市民に対しては、当初、個人情報というので大混乱が起きましたよね、緊急連絡網がつかれないとか、そういうことになっちゃうので、それは説明会みたいなものは当然やられるんですよね。

○矢島情報政策課担当課長 条例改正についてですか。

○海原委員 条例改正について。

○矢島情報政策課担当課長 条例改正については、改正案ができましたところで、パブリックコメントとして市民の方にご意見をいただけるように。

○海原委員 聞いて反映するということですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。その後に議会にかけるという形になります。

○森田委員 しかし、これをわかりやすくパブコメをやるのは相当難しいかもしれませんね。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね。先ほどのに戻ってしまうんですけれども、4条の事業者の責務においても、「個人の情報」って使ってますよね。

「個人の情報の保護」が重要であることを認識し、適正な個人の情報の取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。」とあるんですけれども、とすると、2条の定義だけではなく、この最後の「個人情報」は「個人の情報」ではないんですかね。

○森田委員 でも、この考え方としては個人情報の保護に関する市の施策ですから、それは考え方次第なんですよ。市の施策というのを、市が自分で持っている情報についてのものだと考えるのであれば、それはそのままいいわけですね、従来の定義で言えば。

市の情報と云って、それは外から入ってきて市のものになるものだってあるわけですから、だからその範囲で協力してくださいよということなのか、もっと市が積極的に打って出て、広く個人情報の保護に関する何か啓蒙的なことをやるとか、そういったことへの協力まで含めて言うのであれば、それは書

いたほうがいいのかもしいないですけども。これはこれで、別に間違えているわけではないと思いますけどね。

○立川会長 事業者は市の持っている個人情報以外の、社会一般で言われる個人情報についても注意しなければいけないよという捉えになるので、これはいいんじゃないでしょうかね、「個人の情報」で。

○安達副会長 4条の規定というのは、32条とつながっているんですよ。

○矢島情報政策課担当課長 そうです。

○安達副会長 32条で、事業者に対して指導、勧告をする時の大もとになっているのが4条ですから、そうすると、この4条で言う最後の「個人情報」というのは、保有個人情報に限らず、事業者に対する個人情報保護の要請ということも含んでいるというふうに考えれば、ここは広く認める。そこもよくご検討いただいて。

○矢島情報政策課担当課長 そうすると、「個人の情報」かなと私は思っていたんですけども、32条の解釈のところも、172ページのところで「事業者に対する指導、勧告」とあるんですけども、解釈の第1項関係のイで①、②、③で、「個人情報」と書いてあるんですね。これは「個人の情報」ではないのかとか、そういう細かいところでつかえてしましまして、大変申しわけないんですけども、これはどういうことを指しているのかという疑問がちょっとあって、「個人情報」が入り混じっているんじゃないかと。「保有個人情報」に置きかえてみると、「個人情報」に直る部分と、「保有個人情報」に直る部分が入り混じって表現されているので、これでは市民、事業者の方はわからないのではないかということで、整理をしたらいいのではないかと。

なるべく国の定義に合わせられるところは合わせていったほうがいいのかということ考えて、ちょっと次回までもまた整理してご説明できればと思うんですけども、かなりちょっと見るだけでも、「個人情報」と表現されているところが、イコール「保有個人情報」には直せないというのかなりありまして、ちょっと違うのかなと思います。

○立川会長 じゃ、このところは少し整理をしていただいて。

○矢島情報政策課担当課長 はい。具体的に条文のところで個人情報が出ているところもお示しできればと思うんですけども。

○立川会長 たたき台をつくっていただけるとありがたいです。

○矢島情報政策課担当課長 それに伴うんですが、一番最初の定義の明確化の、一番最初の○の個人が営む事業に関する情報と法人の役員の情報ということで、今までは個人情報から除外していたんですけども、これも保有個人情報の中ではなく、「個人情報」という定義ができれば、その中でどうするかということになるんですが。

やはり各市さんもこのような除外をしているのは、情報公開と同じ表現、先ほどの照合の容易性についてでも情報公開条例と同じ表現をしてありまして、情報公開と一致しなくていいのかなど。

○森田委員 一致しなくなること自体は別にいいんじゃないですか。

○矢島情報政策課担当課長 そういう検討をした中で、情報公開条例は情報公開条例の中の解釈なので、保護委員の先生方にもお話を伺ったところ、それはそちらでまた解釈すればいいのではないかというようなご意見もいただいたところなんですけれども。

これは番号法のと きにかなり、恐らくこの資料1の6のところ、どうするかということで、参考文献をいろいろ見ながら、かなり苦労して条例改正したところもあるんですけど。こちら番号法による改正のときに、恐らく神奈川県は抜かれて、取り除いた……

○森田委員 何かいじってましたね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。そのあたりはまたまとめて、こういう形で考えているということでお示しをした中で、また諮問してご審議いただく中で、答申をいただく形になると思いますけれども、市としての考え方はこのようにしたいということで、またきちんとご説明できるように整えてきて。

○立川会長 次回でもう決めて、諮問をするわけですか。

○矢島情報政策課担当課長 次回、諮問をさせていただきますけれども、今年度中の条例改正に向けては、今年度は選挙もありまして、議会が早まる予定ですので。準備を、今年度中には、条例改正案まではぜひともつくりたいと思うのですが。やはり改正と同時に解釈のほうもきちんと整理ができていないといけないので、そこも追いついていかないといけないので、まずはしっかり今年度中に条例の改正案を整えるために、諮問を11月にしまして、1回で答申という

ことではなくても、1月後半と3月にまた予定していますので。ただ、できるだけ短い時間にきちんとできるような形で整えさせていただければと思っていますけれども、11月に必ず答申をいただかなければいけないということではないです。

○立川会長 ではない。はい。安心しました。

○矢島情報政策課担当課長 すみません、ちょっと準備が整わなくて。

○立川会長 どうぞ。

○海原委員 もとに戻って恐縮なんですけれども、上級省庁が個人情報に適正かつ効果的活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会に役立つ、これは確かにそうなんですよね。先ほど各委員がおっしゃったように、技術的にも、費用的にも、人材的にも大変難しいんですけれども、これというのは、条件というのは何らかの話で盛り込まなきゃいけないものなのではないでしょうか。

ごめんなさい、1条です。1ページですね。1ページで、国が言っている、個人情報を正しく、適正かつ効果的な産業の創出並びに活力ある経済社会、豊かな生活に資するというのは、確かにこれ、理屈はそうなんです。理屈というか、実際そうなんですけれども、先ほど各委員がおっしゃったように、非常に技術的には難しいし、費用もかかるし、人材的にも難しいのが現状だと思うんですけれども、これというのは、マスト条件として入れ込まなきゃいけないものなのではないでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 先ほど申しましたように、非識別加工情報の仕組み導入がされるのであれば、こちらの目的も改正しないといけないだろうなど。今、検討するに当たって、非識別加工情報は非常に難しいということで、別の条例がいいんじゃないかという考えもあるとの話もありましたように、そうすると、こちらの条例の目的は、また別で……。

○海原委員 別だけど、何らかの形では入るということですね。

○森田委員 いや、これは改正しないという趣旨です。

○海原委員 これはしないけれども、何らかの形で入るかもしれない。

○森田委員 入るって、何がですか。

○海原委員 何らかの形で逗子の。

○森田委員 いえ、だから、これはもう入れないという話ですから。

- 海原委員 ここは入れないですけれども、ちょっと話が飛んじゃって、市の何かの形では。
- 矢島情報政策課担当課長 いずれということですか。
- 海原委員 いずれということです。
- 矢島情報政策課担当課長 非識別加工情報の仕組みをこの条例の中で盛り込んでいくということになるとすれば、目的は変えていくようになるんじゃないかなと思うんですけれども、先ほどお話があったように、別の条例を新しくつくったほうがいいんじゃないかというような検討も他ではあるということなので、ただ、今すぐにとということのお話ではないと。
- 森田委員 今はやらないということ。
- 矢島情報政策課担当課長 やらないということ。
- 森田委員 ですから、もしそれをやるとすると、ここにあるような、新たな産業創出云々という話を入れちゃうと、何かやっぱり個人情報保護条例の目的としてはちょっと違うんじゃないかという感じがあるわけです。
- 海原委員 だから、今心配したのは、どうしてもマストで入れなさいというオーダーかなというふうに理解したんですけれども。
- 森田委員 いや、だから、どうも国はそうしたがっているんですけれども、今のところ本市ではやらないということなので。
- 矢島情報政策課担当課長 11月にもまた各市町村の研究会があるんですけれども、そのときに総務省の方も呼びまして講演をいただくような話ですが、やはり同じような内容なのかどうか、ちょっと、各市の情報もそのときにまた少し進んだ状況を確認できると思いますけれども。私が6月に行った会議では、やはりどんどん進めてくださいというようなお話でした。
- 森田委員 実は日弁連が8月に意見書をつくってしまして、それが主に国に対して、非識別加工情報を自治体に性急な導入をさせるなという、そういうちょっと変わった意見書なんですけれども、ちょっとそれは参考にさせていただいて、今議論したような内容で、ぜひやりたいという自治体があるのであればそれはそれとして、国が、自分のところでまだ実績もないのに自治体にやれやれと言うのは、それは筋違いじゃないかという、そういう意見なんですけどね。
- 内田情報政策課係長 鳥取県でしたっけ。

- 森田委員 そうですね。鳥取県だけが。
- 内田情報政策課係長 早々と定義した県もあるようですけど。
- 森田委員 何であそこがするのかよくわからないんですけども。鳥取は割と情報政策は先進的ではあるので、割と早くまとめて改正しちゃったのかもしれない。
- 内田情報政策課係長 そうですね。番号法的时候も鳥取を参考にさせていただいたことがありますので。
- 矢島情報政策課担当課長 すみません、時間もない中で、要配慮個人情報のところが。
- 立川会長 はい。じゃ、引き続き5ページ目の「要配慮個人情報の定義及び取り扱い」というのは改正するというので、先ほどご説明がありましたけれども。
- 矢島情報政策課担当課長 先ほどお話ししたとおり、神奈川県に倣って、センシティブ情報の中に、今までセンシティブ情報は取り扱い制限がありますが、それとかぶっているものがありますので、その中に入れて、取り扱い制限の項目を要配慮個人情報の項目と一致させるというふうに考えているんですけども。

考え方としてはそちら以外の考え方もあるんですけども、取り扱い制限情報を廃止して要配慮個人情報に一本化するとすると、ハードルを下げることで制度の後退になってしまいますので、ちょっとそちらのほうは難しいのかなと考えているのと、取り扱い制限情報と要配慮個人情報の2項目として対応するとすると、法では同列としている要配慮個人情報を2つに分けることができるのかどうかとか、そういうようなことで、11項目を全て取り扱い制限情報として、その上で審議会に、ふえた部分の項目については、現に取り扱っているものもありますので、ご意見を聞いて整理をするという方法になるのかなと思っていますんですけども、その方法がいいかどうか。

あの資料ありますか。

(追加資料配付)

- 矢島情報政策課担当課長 保護委員の先生がつくってくださったんですけども、逗子市の個人情報保護条例の第6条にあるんですが、上の、民族、思想、

宗教、人種、信条、社会的差別の原因となる社会的身分、犯罪歴ということで、今規定されている、取り扱い制限を受けているものが、この上の枠です。それから、要配慮個人情報として今回定義されたものが、こちらの黒い枠です。

太枠の中が要配慮個人情報なんですけれども、人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、病歴、犯罪により害を被った事実、これは法律で決まっている6つです。そのほかその他政令で定めるものが5つということで、11項目が要配慮個人情報になっております。

ですので、それに要配慮個人情報の定義と合わせるとなると、今取り扱い制限の中で規定されています民族、思想、宗教、これが外れるのか、外すのかというようなことになります。

○立川会長 どうぞ。

○海原委員 二、三年前に結構騒いでいたんですけれども、今、余り最近は騒いでいないんですけれども、LGBTなんていうのはどうするんですか。LGBT、レズビアン、バイセクシュアル、何だっけな。忘れましたが。そんなのを何か騒いでましたけれども、NHKも番組の特集をやっていましたけれども。

○矢島情報政策課担当課長 この裏側を見ていただきますと、実は逗子市の一般の個人情報の収集制限、8条で、個人情報保護法に要配慮個人情報の適正な取得とされていますが、収集制限はもともと、一般の個人情報であってもこれだけの収集制限がかかっているんですね。ですので、法の要配慮個人情報の適正な取得は、逆に3号の公衆衛生、児童育成という部分がありますので、ちょっとふえるんですね。

行政機関個人情報保護法については、要配慮個人情報の適正な取得の規定はなくて、今までも一般の個人情報の保有の制限等民間部門よりも厳格な規律を設けてきたので、要配慮個人情報が含まれる旨を個人情報ファイルに記載するという、行政機関個人情報保護法ではそういうふうになっていますね。

私どもとしては、神奈川県に倣って、同じように6条関係がありますので、そちらの項目と一致させて、それで、6条では法令もしくは条例の規定に基づいて取り扱うというときと審議会の意見を聞いた上で、正当な事務を実施するために必要があると認めて取り扱うときのみが取り扱うことができますので、そちらに含めて審議会に意見をお聞きするように、今取り扱っている該当する

部分を拾い出しをして、当審議会にご意見を聞くというような方法でいかがかという形で今回まとめさせていただいているんですけども。

○海原委員 細かい話なので、検討だけしておいてみてください。

Tはトランスジェンダーでした。思い出しました。

○矢島情報政策課担当課長 要配慮個人情報の定義の中に含めるということでしょうか。

○海原委員 含めるかどうかですね。世の中の流れとしては含めないで、公にしようというのが流れですけどね。

○森田委員 病気と言っちゃうのもおかしい気がしますしね。何かそれはかえって差別的な感じがするし。社会的身分というのはちょっと違うのかな。

○矢島情報政策課担当課長 社会的身分というのは何かというのがご検討の中であったようですね。

○内田情報政策課係長 解釈には、「その取り扱いを誤ると不当な差別の要因となり、それを助長するおそれのある個人情報」と言い方をしていますけれども。

○森田委員 余計わからないですね。

○篠崎委員 昔、憲法をやったときは、何か、えたひにんみたいなものとか、いろんなのが書いてありましたね。

○矢島情報政策課担当課長 どれかに該当するような解釈があるかどうかなんですけれども。

○篠崎委員 民族というのは、人種が含まれるのはどっちなんだろうと。

○矢島情報政策課担当課長 個人情報保護法ではこういうふうに規定されたので、外すのか、そのまま残すのかとか。

○安達副会長 あとよろしいですか。国のほうが要配慮個人情報という表現にしている、本市では取り扱い制限ということで、これは扱いが相当違うということとして、国の場合には、要配慮個人情報としても、特に取り扱い制限はかけてない。専らそういう情報を扱う場合には、それをそのとおりに明記しようと言っているだけで、扱うこと自体は特に禁止も制限もしないという前提で書いてますので、そうすると対象項目も広い。かなり広く書いていますよね。

それに対して、本市のほうでは、取り扱い制限情報ということですので、厳

選してリストアップしていることになりますので、条例改正するとして、要配慮個人情報とされたものを全部挙げてしまうと、今度は逆に制限がきつくなるということも考えられますね。

例えば病歴とか心身の機能障害というのは、これは福祉関係の行政では必要な情報でしょうし、これを収集の制限だとされてしまうと、実際その業務に支障を生ずるのではないかという気がしますので、その点どういう整理をするかという問題はあるかなと思いますね。

特にこのリストの中では、病歴、心身の機能障害、健康診断の結果というのは、これは部局によっては、まさにこれこそ保有すべき情報ということですよ。その点どういうふうに考えればいいですかね。

○矢島情報政策課担当課長 もともとそういうものの取り扱いは、市の仕事は法令または条例に基づいてやっている仕事なので、そちらで取り扱っているということが多いのかなとは思っているんですけども、調べがついていないので、実際に、法令とか条例の規定に基づいて取り扱っているのかというところを調べないといけない。

ただ、ご本人とのお話の中でやはり、「私はこういう病気を持っています」というお話が出てきてしまう可能性は十分にあって、そうでない部署においても。ですので、現在その辺の整理ができなくて大変申しわけないんですけども。実際にそれ以外で取り扱っているようなところがあるのかどうかです。

○安達副会長 従来の本市の運用ですと、病歴とか心身の機能障害とかというのは取り扱い制限情報には入れていませんけれども、これは8条の一般の個人情報の収集制限の方で、法令、条例の規定に基づいて……。

○矢島情報政策課担当課長 基本的には本人同意で収集されているんだと思うんですけども。

○安達副会長 そこでカバーしているわけですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。そこで保護されているという考え方をとると、無理にここの取り扱い制限のところ、要配慮個人情報を規定するのはいいのですが、この6条の中に一致させる、今まであった4項目にですね、それプラスという形ですべきものなのかどうかというのを悩んでいるんですが。かといって、取り扱い制限情報と要配慮個人情報の2区分に分けるのか、条例で区分

するのか、それとも要配慮個人情報という定義をした中の一部分だけ6条に残すというようなやり方もあるのかなとか。

取り扱い制限情報を廃止するというのは、やはりちょっと制度の後退と受けとめられかねないと思うんですが。より厳しい部分に入れて、審議会で諮問をかけて、取り扱い制限を外すというのもどうなのかというご意見もいただいたことはあるんですけども。この8条との関係で、どうなんだろうというのが。

ですので、他市で、やはりセンシティブ情報に入れないというご検討をなさっているところは、もしかしたらそういうようなご意見があるのかなと思うので、ちょっとその辺も確認してみたいと思うんですけど。

○森田委員 前にも申し上げましたけれども、神奈川県の場合は、条例改正に先んじてなんですけれども、審議会でゴーサインを出すときに、審議のやり直しをしているという。つまり要配慮個人情報を取り扱い制限のほうに全部入れ込んでしまうという方向ですので、そうすると、新たに審議会の意見を聞く必要があるということなので、ちょっとそれを先行してやっているんですけども、やっぱり非常に量が多いのと、あと、いろんなことを考えると、審議会が例外を相当広く認めざるを得なくなっちゃうと。例えば情報公開請求とか行政不服の審査請求の申立てと、そういったものについては、何を書いてくるかわからないので、突然その人が自分の病気のこととかに何かこつけて請求してきたりとか、申し立てをしたりということもあり得るので、だから、そういうことも考えて、じゃ、そういう場合でも受け付けられますねというような、あらかじめゴーサインを出すのか、さっき言ったような、県立病院が患者を診るということに関してでも、一応それについても認めるとか、何かそういった議論までしないといけないなと思っていて、ちょっとそれもどうかなという感じもあるんですけどね。

でも結局、形式的に、従来の取り扱い制限の枠組みに国の要配慮個人情報を取り込んで拡大してやっていくということになると、そうなるので、それはそれで一つの割り切り方ではあるんですけどね。むしろ審議会が実質的に議論して、その是非を判断するということが余りできなくなっちゃうという感じはありますね。

○内田情報政策課係長 先ほどの県内の様子、資料5で、大体、要配慮個人情報まで広げて収集制限という市が多い中で、横浜市はこのセンシティブ情報のみ収集制限しているんですね。資料4です、ごめんなさい。そうすると資料で言うと、要配慮個人情報まで広げるといふところが多数になります。横浜、茅ヶ崎、秦野あたりは現行のセンシティブ情報のみ収集制限をかけると、ちょっとこの辺、対応が若干分かれているところがあるようです。

○矢島情報政策課担当課長 取り扱い制限項目に入れないというような市の考え方も、どのような考えでなさっているのか、ちょっと確認してみたいと思います。

○立川会長 この件については、ほかにご意見ございますか。

それでは、時間も押してきましたので、次、「個人情報取扱事務の登録」、要検討で説明いただきましたが、これについてはいかがでしょうか。

○森田委員 これはやったほうがいいんじゃないですか。登録簿の中にそういう項目を設けるといふだけですので。

○矢島情報政策課担当課長 これは上の要配慮個人情報の定義の取り扱いと関連している部分が、ちょっと離して書いてしまったんですけども、こちらは対応できる部分ですので。

○立川会長 これはいいですね。それで定義して。

○内田情報政策課係長 ちょうどハンドブックで言いますと193ページです。189から個人情報登録簿の記入要領とかというのがありますけれども、具体的にどのようなことを記載してくださいということで、192、193ページあたりを見ますと、まさに要配慮情報といったようなところの内容は、既に加えているところですので、このあたりを整理して、要配慮になるのか、あるのか、ないのかとか、そういったことをぱっと登録簿で見えるように提示をしていくことになるのかなという感じですか。

○立川会長 それでは、最後になりましたけれども、事業者に関する規定、第32条、これは改正しないということでございます。

どうぞ。

○海原委員 これは改正しないでいいと思うんですけども、事業者というのは、何らかの営利を目的とした集団という定義なんですか。営利を目的とした活動

の定義、ボランティア団体とかは含まれないとか。

○矢島情報政策課担当課長 個人情報保護法では、営利、非営利の別は問われな
いということですので、個人事業主とか自治会等も入ってきてしまう。5,000
人分以下の情報を扱う事業者も。

○海原委員 ということは、今はやりのユーチューバーとかも入っちゃうんで
すね。

これは改正しないでいいと思うんですけれども、事業者というのをちょっと
明確にしておいたほうがいいかなと思ったんですが。

○矢島情報政策課担当課長 うちの事業者、定義では、1ページの事業者2号で、
事業を営む法人その他の団体、または事業を営む個人ということになります。

○森田委員 事業の定義。

○矢島情報政策課担当課長 事業者の定義で。

○篠崎委員 73ページの。

○矢島情報政策課担当課長 73ページ。

○森田委員 何かもともとは個人情報保護法の事業者よりは、もうちょっと狭か
った感じはするんですけどね。やっぱり非営利活動的なものが中心にあって、
厳密にそうでなくても、ある程度組織立ってやっている活動であればというよ
うな感じがするんですけどね。個人情報保護法ができたときは、ちょっとそ
ういう考え方とは違った考え方で定義しちゃったので。

○内田情報政策課係長 法人格の有無は問わないとは書いていますね、72ページ、
第2号関係。

○矢島情報政策課担当課長 地域団体等のすべてを指す。

○森田委員 個人情報取り扱い事業者と、ここで言う事業者は違うのかどうかと
いうことには答えられないとまずい感じはするんですけどね。

○矢島情報政策課担当課長 72ページに、やはり2号関係で、「本号はこの条例
において指導、奨励等の対象とする事業者の範囲を定めたものであり、具体的
には法人格の有無を問わず、民間企業、個人事業者、公益団体、地域団体等の
すべてを指す。」ということですので。

73ページの事業は、個人が営む事業に関する解釈になりますので、2号関係
の解釈の、72ページの(2)のところだと、全ての団体等も含む、地域団体

等も含むと解釈した上で32条を残すか残さないか、32条ですね。

○森田委員 神奈川県は取っちゃったんですね、これ。事業者に対する指導については。

○矢島情報政策課担当課長 資料とかなかったですか。残したかなと思ったんですが。ちょっと、もう一度確認してみます。

○森田委員 ええ。私の記憶だけなので。たしかこれ、取っちゃったと思うんですけど。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっと確認してみます。

資料では、事業者に対する指導、助言等は存置のまま、個人情報の取り扱いに関する指針、調査及び公表、勧告及び公表、意見の聴取等は削るとなっていますので、うちの場合は、まとめて指導、助言、公表が入っていますので、そのあたりで公表をどうするか。

○森田委員 県は具体的に働きかけをするようなことはしないことにしたと。アピールするようなことはやらないと。

○矢島情報政策課担当課長 ここを残すか、残さないかということですね。現実的に、実際にどの程度調査等、対応できるのかとか、そのあたりもあるんですけども。

○森田委員 あえて削らなくてもいいという感じはするんですけどね。それでもう様子を見て、特に市としてそんなにやることがないのであれば、またそのときに考えるということでもいいんじゃないでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 わかりました。ありがとうございます。

すみません、戻ってもよろしいですか。先ほどの4ページの、死者の情報が要検討になっているんですけども。行ったり来たりになりまして、申しわけありません。

○立川会長 4ページの最後の○で、死者の情報について、さっきあまり検討はされませんでしたけれども、死者の情報の悪用をどう防ぐかということが根本だろうと思うんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 こちらについては、国の助言でも結局、地域の実態に即してというようなお言葉をいただいているんですけども。

○海原委員 何で国は、死者を対象から外しちゃったんですかね。僕なんかだと、

素人だと、対象にしたほうがいいような気がするんですけども、何ですか。

○森田委員 権利行使とかできないじゃないかという発想があるのかもしれないですけども、でも、権利行使を本人がしなくても、周りの人がすることもあり得るし、それはその人の権利だという言い方もできるんじゃないか。ただ、むしろ管理をする上では、そう分けられないですよ。

むしろ死者も生存している人も同じルールでやったほうが、実務上やりやすいところもありますし、そういう意味では、余り絞るという意味はないような気がするんですけどね。私は、これは当面このままでいいんじゃないかと思います。

○矢島情報政策課担当課長 特に明記もしていないんですけども、解釈のところでということで、あえて生存者に限るといふような明確な規定を設けていないんですが、このままという形で。

○海原委員 私も入れないほうがいいと思いますが。結構これからもめそうな、ちょっとその辺が入ってきそうな気がするので、何となく。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○立川会長 ほかに事務局のほうから、何かこの点をというところがあつたら。

○矢島情報政策課担当課長 いろいろ検討不足のところもありまして、お時間がかかってしましまして、申しわけありませんでした。

やはり気がつかない点等ありまして、きょうのご意見を踏まえまして、また次回、諮問できるよう、市としての案を作成していきたいと思います。次回以降、ご審議よろしくお願いいたします。

○立川会長 それでは、議題3、その他に移ります。

事務局のほうからお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 その他は2点ほどございます。1点目が、特定個人情報保護法評価書の提出、公表についての報告と、あと2点目は、次回審議会の日程調整となります。

1点目の特定個人情報保護法評価書の提出、公表につきましては、内田係長からご説明させていただきます。

○内田情報政策課係長 資料5になります。これは会議のときに時々ご報告させていただいている特定個人情報の保護評価に係る基礎項目書の国への提出、公

表状況のまとめ一覧で、最新版となります。

今回、9番目の国民健康保険に係る事務と、それから13番の介護保険に係る事務の内容に一部変更があったため、報告させていただきました。最新の更新日が8月31日となっているところです。

内容的には、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠というところの欄で一部記載漏れがありまして、項目番号が1つ、22番という項目番号があったんですが、それを追加させていただいたという内容のものになります。

項目番号のみの追加でしたので、すみません、資料そのものは割愛させていただいておりますけれども、ご報告をさせていただきたいと思います。

事務の全体数の変更ですとか、新たな事務が発生したとか、そういったことはございません。現行どおりとなっております。

どうぞよろしく願いいたします。

○立川会長 今回の報告について何かございますか。よろしいですか。

それでは、次回の日程を。

(日程調整)

○立川会長 では、きょうは長い間、ご苦労さまでございました。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○内田情報政策課係長 ありがとうございます。

午後 4時 00分閉会